

大口町告示第97号

大口町障害児通所給付支援事業等実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和1年7月4日

大口町長 鈴木雅博

大口町障害児通所給付支援事業等実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障害児通所給付支援事業等実施要綱（平成25年大口町告示第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第21条5の28」を「第21条5の29」に改める。

様式第4（二）の欄 及び（三）の欄中

「

予備欄

」

を

「

特記事項欄
・放課後等デイサービス指標該当 有 ・ 無
予備欄

」

に改め、同様式（八）の欄中「指定障害児通所支援又は基準該当通所支援」を「指定通所支援、共生型通所支援又は基準該当通所支援」に、「指定障害児通所支援等に要した費用」を「指定通所支援等に要した費用」に、「1月当たりの」を「ひと月当たりの」に改める。

附 則

- 1 この要綱は告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の大口町障害児通所給付支援事業等実施要綱の規定に基づいて作成された用紙は、改正後の大口町障害児通所給付支援事業等実施要綱の規定にかかわらず、当分の間使用することができるものとする。